

4. トラブルとその対応事例

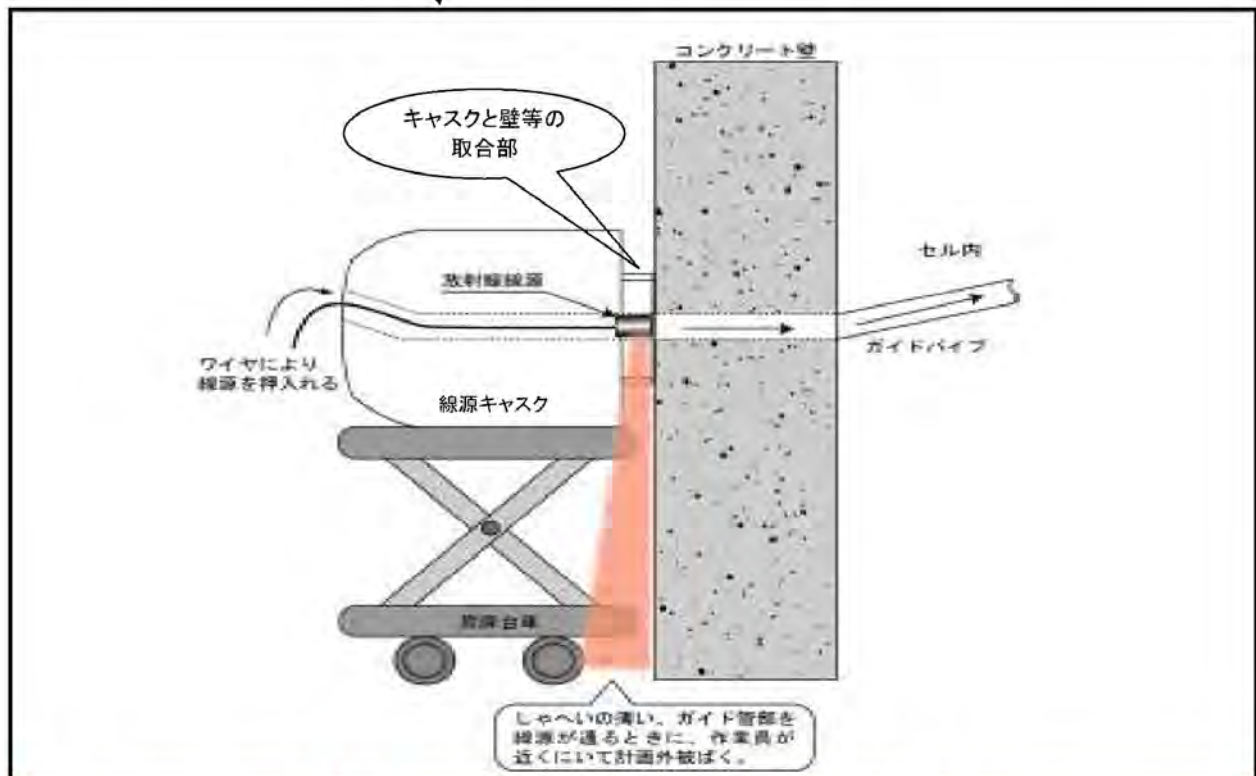
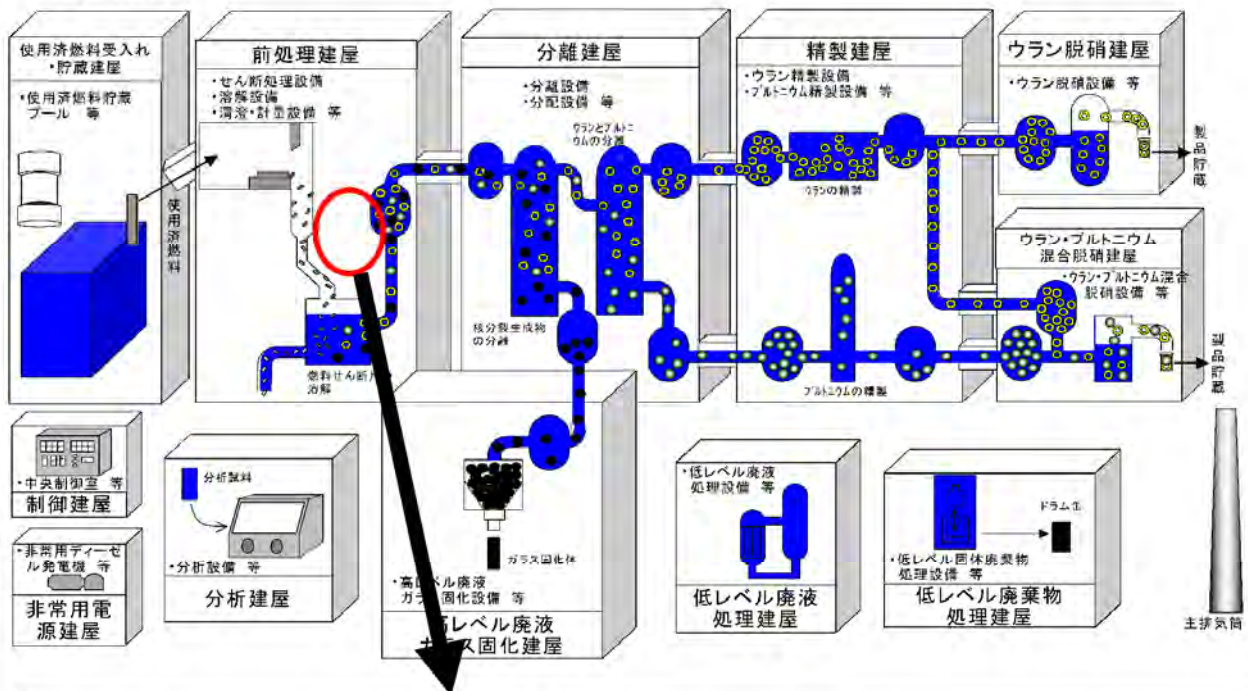
4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (f. 汚染)

6-13. 放射線線源取扱い作業時における作業計画外の被ばく																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：線源キャスク															
(2)設備の概要		放射線計測装置に放射線線源(密封RI)を取り付けるためのキャスク。															
(3)発生の状況		設備点検および放射線線源交換作業中															
(4)概要		放射線線源収納容器（キャスク）を用いてガイドパイプに放射線線源（R I）を挿入（又は引抜き）する作業において、キャスクと壁との遮へいの薄い取合部を放射線線源が通過する際、取合部付近にいた作業員の警報付線量計が発報し、ごく軽度の被ばくが発生（1mSv未満）。 *他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。															
(5)原因		十分な遮へいが出来ないエリアに立ち入った立入り制限管理ミス。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射線線源は密封線源で、かつ、線源キャスクに納められているため放射性物質放出等の工場外への影響はない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 放射線線源の短時間の移動中に発生するため、作業員のごく軽度の被ばくであり、警報付線量計等の警報発報に伴い、直ちに退域するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 警報付線量計の警報設定レベルは作業毎に法令許容値に対し十分低く設定されていることから、警報付線量計が発報しても直ちに身体への影響が生じるものではない。															
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 機器単体への放射線線源取り付け(取外し)作業のため、他工程との関連はない。															
対応の概要		1.警報付線量計作業員の被ばく線量を確認する。 2.立入制限区域を設定し、放射線作業計画を見直した後、作業を再開する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><td colspan="3">トラブル情報</td><td colspan="3">運転情報</td></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

当該作業員の被ばく評価を行うとともに、必要に応じて医療措置を実施。

トラブル等に伴う設備への影響範囲

当該機器を停止して復旧

